

入札時における工事費内訳書の提出について

大治町総務部総務課

平成26年6月4日に公布された「建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）」により、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」の一部が改正され、建設業者は、公共工事の入札の際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類（工事費内訳書）を提出することが義務付けられることとなりました。

本町におきましては、工事費内訳書の提出について、適切な運用を図るため、下記のとおり取り扱いますのでご注意ください。

また、入札公告等においてもお知らせしますので、必ずご確認願います。

記

1. 適用時期 平成27年4月1日以降に通知又は公告する競争入札から適用
2. 対象工事 一般競争入札又は指名競争入札に付す全ての工事
3. 様式 別紙様式のとおり
4. 提出時期 入札時に入札書と工事費内訳書を同封して提出
ただし、電子入札の場合は、入札書送信時に電子入札システムのファイル添付機能を利用して提出
5. 入札の無効 工事費内訳書が未提出である場合又は提出された工事費内訳書の全部が未記載である場合は、大治町建設工事関係入札者心得書第14条第11号に規定する「その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札」に該当するものとして、当該工事費内訳書を提出した業者の入札を無効とする。
6. 入札後の取扱い 入札後、低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認する。
なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出する。